

（設置）

第1条 市長の諮問に応じ、本市の庁舎整備に関する基本的事項を調査審議するため、旭川市庁舎整備検討審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）市長が適当と認めた者
- （3）市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じたもの

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、市長の諮問に対する答申が終了したときまでとする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

（部会）

第6条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。